

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より 6 月 24 日までの 11 日間とし、先に言いました日程によることに決定致します。

日程第 3、諸般の報告をおこないます。

まず、議長報告であります。監査委員より、例月現金出納検査、町長より、平成 24 年度 多度津町一般会計繰越明許費繰越計算書、平成 24 年度 多度津町土地開発公社決算等状況、並びに平成 24 年度 財団法人多度津町文化体育振興事業団の経営状況の報告を受けております。

報告は、印刷配付を致しておりますので、朗読は省略をいたします。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付を致しておりますので、朗読は省略をいたします。

日程第 4、議案第 1 号 専決処分の承認について（多度津町税条例の一部を改正する条例）、議案第 2 号 専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部を改正する条例）、議案第 3 号 専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、中川君。

税務課長（中川 隆弘）

おはようございます。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして提案説明をさせていただきます。

議案第 1 号 専決処分の承認について（多度津町税条例の一部を改正する条例）、議案第 2 号 専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部を改正する条例）及び、議案第 3 号 専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の 3 議案は、関連がありますことから一括して提案説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

このたびの改正は、地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）が、平成 25 年 3 月 29 日に可決成立し、3 月 30 日に公布されたことに伴い、同年 4 月 1 日を施行日とする改正内容が含まれますことから、本町の税関係条例の一部改正が必要となり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり、それぞれ専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、まず議案第 1 号 多度津町税条例の一部を改正する条例の専決処

分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、本町の町税条例の所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分となっております。

2 ページ下段をご覧ください。

第 54 条は「固定資産税の納税義務者等」に関する規定でございますが、独立行政法人森林総合研究所が行う中山間保全整備事業、及び農用地総合整備事業に伴う仮換地等に係る固定資産税等の納税義務者の特例措置が、今後、適用事例が見込まれないこと等から廃止されることにより、所要の改正を行うものでございます。

1 ページにおもどりください。

改正附則といたしまして、第 1 号として、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 号として、新条例の規定は、平成 25 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 24 年度分までの固定資産税についてはなお従前の例による。と規定するものでございます。

続きまして、議案第 2 号 多度津町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、本町の都市計画税条例の所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を使い説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分であります。

まず、2 ページから 3 ページにかけてであります。附則第 5 項、第 6 項、第 7 項は、「宅地等に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の特例」に関する規定でございますが、法附則第 15 条第 37 項におきまして「わが町特例」が創設されたことに伴い、関係条項の整備をするものでございます。

4 ページ中段をご覧ください。

附則第 10 項は、「農地に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の特例」に関する規定でございますが、法附則改正に伴う項ずれにより、関係条項を整備するものでございます。

1 ページにおもどりください。

改正附則といたしまして、第 1 号としまして、この条例は、平成 25 年 4 月 1

日から施行する。

第 2 号として、新条例の規定は、平成 25 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 24 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。と規定するものでございます。

続きまして、議案第 3 号 多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、本町の国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合につきまして、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久的な措置とするほか、特定世帯に対する世帯別平等割額を、5 年間 2 分の 1 軽減する現行措置に加えまして、移行後 6 年目から 8 年目までの間にある世帯、特定継続世帯といいますがに対しても、4 分の 1 軽減する措置を追加する改正でございます。

それでは、参考資料として添付しております、新旧対照表を使い説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分となっております。

3 ページから 4 ページ中段をご覧ください。

第 5 条の 2 は、「世帯別平等割額」に関する規定でございますが、特定継続世帯の創設により、世帯別平等割額を、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、特定世帯、特定継続世帯の 3 つに分け、特定継続世帯の平等割額を 21, 750 円と定めるものでございます。

4 ページ下段をご覧ください。

第 7 条の 3 は、「後期高齢者支援金等課税の世帯別平等割額」に関する規定でございますが、特定継続世帯の創設により、後期高齢者支援金等課税の世帯別平等割額を、第 5 条の 2 と同様に、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、特定世帯、特定継続世帯の 3 つに分け、特定継続世帯の平等割額を 4, 350 円と定めるものでございます。

5 ページから 7 ページ中段までご覧ください。

第 21 条は、「国民健康保険税の減額」に関する規定でございますが、第 1 項は 7 割軽減額、第 2 項は 5 割軽減額、第 3 項は 2 割軽減額を、それぞれ定めるものでございます。

今回の特定継続世帯の創設によりまして、第 5 条の 2、第 7 条の 3 と同様に、特定継続世帯の世帯別平等割額をそれぞれ、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の額に、4 分の 3 を乗じた額と定めるものでございます。

続きまして、7 ページ下段から 8 ページをご覧ください。

附則第 16 項は、「東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例」に関する規定でございますが、法附則の改正に伴う条項番号の整理でございます。

2 ページにおもどりください。

改正附則といたしまして、第 1 号として、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 16 条の改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 号としまして、新条例の規定は平成 25 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 24 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。とする。

第 3 号としまして、新条例附則第 16 項の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税に適用する。と規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、議案第 1 号 専決処分の承認について（多度津町税条例の一部を改正する条例）、議案第 2 号 専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部を改正する条例）及び、議案第 3 号 専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくご審議頂きますようお願いを申し上げます。